

議案第71号

農作物共済の無事戻金の交付について

平成30年度において農作物共済の無事戻金を下記のとおり交付することについて、加西市農業共済条例（昭和43年加西市条例第5号）第36条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

加西市長 西村和平

記

1 水稻共済

- (1) 交付対象者 平成27年度から平成29年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 369名
- (3) 交付限度額
- | | |
|----------|----------|
| 市の負担額 | 99,024円 |
| 連合会特別交付金 | 33,008円 |
| 合計 | 132,032円 |

2 麦共済

- (1) 交付対象者 平成27年度から平成29年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- (2) 交付対象者数 8名
- (3) 交付限度額
- | | |
|----------|---------|
| 市の負担額 | 99,311円 |
| 連合会特別交付金 | 0円 |
| 合計 | 99,311円 |

(審議資料)

農作物共済加入者が、共済目的の種類ごとに、平成 27 年度から平成 29 年度の過去 3 年間に於いて、農作物共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の 2 分の 1 の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去 3 年間の加入者共済掛金の 2 分の 1 の額から、過去 3 年間の支払い共済金と過去 2 年間の無事戻金の合計を差し引いた金額を限度として、平成 30 年度に無事戻金として交付することについて、加西市農業共済条例第 36 条の規定により、議会の議決を求めるもの。